

重点風景地区

「木曾川河畔地区」 風景形成基準



木曾川河畔地区はこの地区内に多くある歴史的及び自然的ランドマーク※への眺望景観を図るため、平成20年8月に景観法に基づく地区独自の景観計画である「木曾川河畔景観計画」を施行しました。（なお、平成23年12月に区域の一部は「木曾川河畔上流景観計画」に変更されました。）この冊子は木曾川河畔景観計画の内容のうち、良好な景観の形成のための行為の制限（風景形成基準）を分かりやすく示したものです。建築行為などをする際にご活用下さい。

※ ランドマーク：その地域の象徴となるようなもの

1 地域特性と現状

◆ 地域特性

木曾川河畔地区は犬山橋が架橋されるまでは内田の渡しがあるなど、昔から人々が往来し、生活する場として発展し、現在は鶺沼駅（JR）、新鶺沼駅（名鉄）等の公共交通の結節点として交通便利性に優れた市街地を形成しています。

この地の木曾川は特色ある渓谷美がみられる日本ラインと呼ばれる景勝地であり、対岸には犬山城が位置するため、全国から多くの人達が訪れる観光地となっています。

このように、当該地区は生活に便利な地域であるとともに、木曾川沿いの美しい自然環境・景観を持ち合わせた良好な地域特性を備えています。



木曾川河畔地区の様子



犬山橋から下流への眺め（正面は伊木山）



現在の木曾川河畔地区

◆ 現 状

木曾川河畔地区は、広がりのある木曾川に加え、川沿いには鶴沼城址、伊木山、犬山城が点在するとともに、犬山市側から眺めると木曾川越しに各務原市北部の美しい山並みが眺められるなど、多くの歴史的及び自然的なランドマークが存在し、良好な眺望景観を有しています。

木曾川河畔地区の眺望景観



▲ 犬山橋から木曾川下流を望む



▲ 古市場町の北部から伊木山を望む



▲ 真墨田神社（拝殿）から犬山城を望む



▲ 県道芋島鶴沼線から鶴沼城址を望む



▲ 大安寺川から北部の山並みを望む

2 風景づくりのテーマと方針

◆ 風景づくりのテーマ

歴史的及び自然的ランドマークへの眺望景観の保全

◆ 良好な景観の形成に関する方針

木曾川河畔地区の眺望景観は各務原市にとって非常に重要な景観資源です。景観的側面からも保全、再生を図るため、良好な景観の形成に関する方針を下記のとおり定めます。

方針

- ・ 良好な歴史的及び自然的ランドマークへの眺望景観の保全を図る。
- ・ 駅前広場、道路、散策路、公園などの施設整備については、優れた眺望や緑豊かな自然環境と調和するよう配慮する。なお、住みよいまちの実現にあたっては、住民と行政が協働して進めていくものとする。

南町住みよいまちづくりを考える会

〔第1回 各務原市都市景観賞 まちづくり活動部門 受賞（平成18年度）〕

住みよいまちづくりには何が必要かを考え、提案などをしてきた鶴沼南町のまちづくり活動団体です。

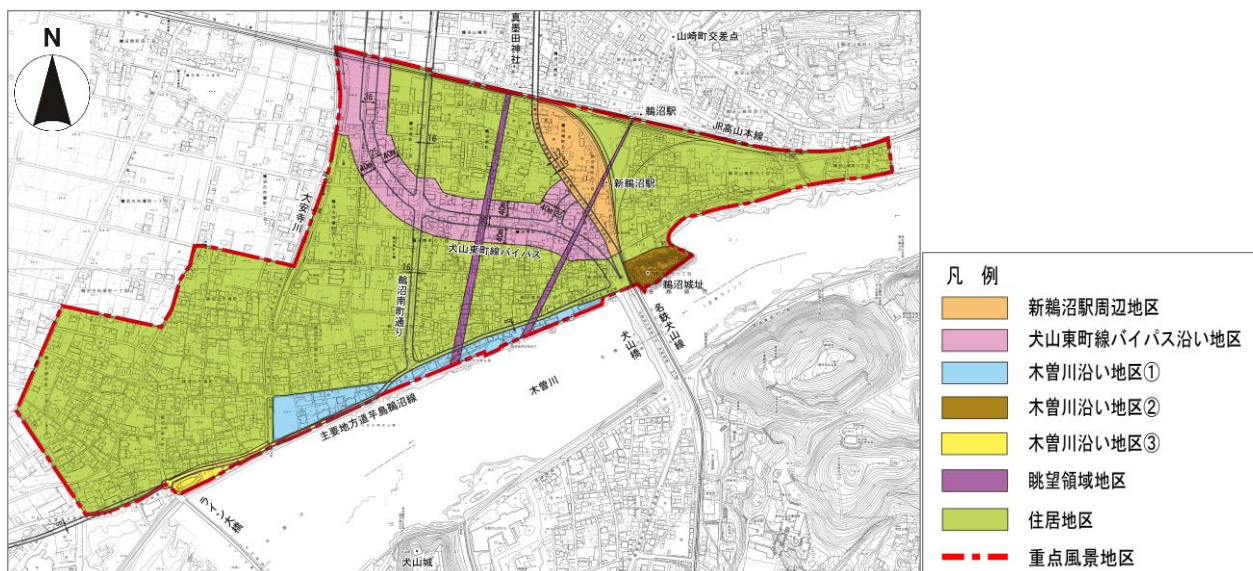
平成18年8月に創設した違反広告物の除去活動団体（ビューレンジャー）として市内第1号で認定されるなど、住みよいまちづくりに必要な美しさを積極的に創り出しています。

3 重点風景地区と風景形成基準

◆ 重点風景地区の範囲

木曾川河畔地区の重点風景地区として指定するエリアは、木曾川に架かる橋からの眺めや鶴沼城址及び犬山城などのランドマークへの眺望に配慮して下図に示す範囲で指定します。

※ 木曾川河畔景観計画で規定する景観計画区域と同一です。



4

風景形成基準の詳細

1 高さ（最高限度）

(1) 新鵜沼駅前周辺地区

20mとする。

平成21年3月に新鵜沼駅前広場の整備が完成しました。
賑わいある駅周辺地区とするため、全体計画（風景区域）で定める最高限度と同一とします。



【新鵜沼駅前広場整備イメージ図】

(2) 犬山東町線バイパス線沿い地区

20mとする。

幹線道路の沿道にふさわしい土地活用の促進を図ることを目的に、全体計画（風景区域）で定める最高限度と同一とします。

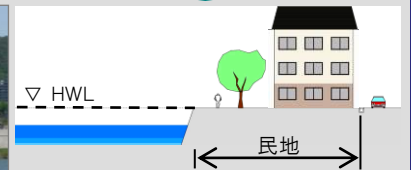
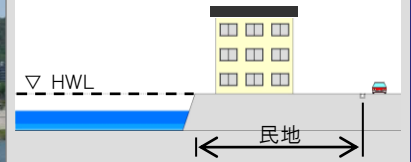


【沿道立地型商業地の事例】

(3) 木曾川沿い地区 ①

20mとする。

（木曾川沿いに樹木を植栽する等、有効な修景をするものとする。）



名勝木曾川の規制に準じて20m以下としますが、山並みや木曾川の豊かな自然環境との調和に配慮して、川沿いは高木植栽や壁面緑化、ベランダ緑化を行って下さい。
なお木曾川沿いの行為は、別途、河川法の許可を得て行って下さい。（窓口は国土交通省木曾川第一出張所）

(4) 木曾川沿い地区 ②

8mとする。



鵜沼城址は既に名勝木曾川の規制で8mに制限されています。

(5) 木曾川沿い地区 ③

10mとする。



橋詰からの木曾川及び犬山城への眺めを保全しましょう。

(6) 眺望領域地区

山崎町交差点～犬山城：13m・16m・20mとする。

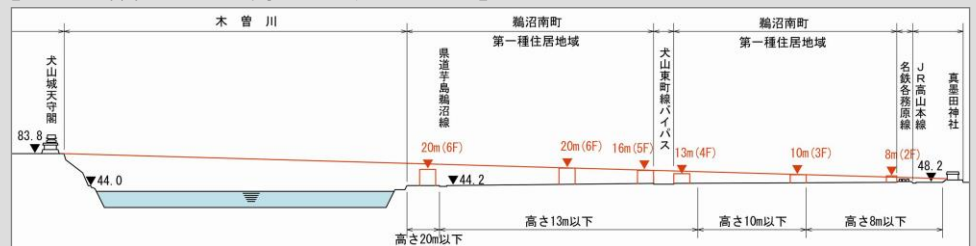
真墨田神社～犬山城：8m・10m・13m・20mとする。

【鵜沼駅（山崎町交差点）からの眺め】



鵜沼駅から犬山城への眺望は、本市の東の玄関口を象徴する眺めです。

【真墨田神社～犬山城間の眺望領域断面図】



真墨田神社から犬山城への眺望は歴史性を感じる景観資源です。
この景観を保全して次世代へ伝え残しましょう。

1 高さ（最高限度）

(7) 住居地区

13mとする。

現在、低層住宅地となっています。
この良好な住環境を守っていくため、建物の高さは13m以下として下さい。



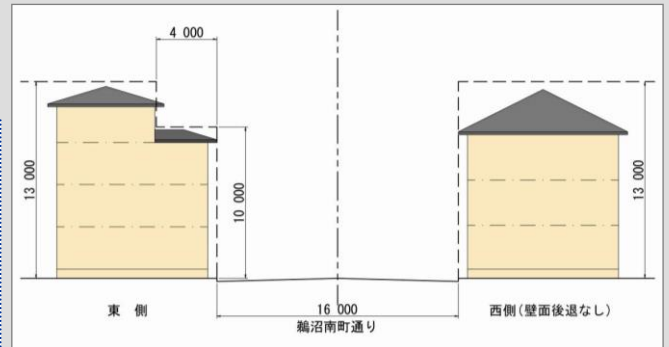
【高さ（最高限度）について】

- ・ 本景観計画の施行時に既にある建築物の高さが本景観計画で定める高さの最高限度を超えているものは、既存の高さまでの範囲において同一用途の建替えが可能です。ただし、既存の建築物と同階数での同一用途の建替えの場合に限り、やむを得ない理由がある場合は、既存の高さより若干の超過を認めるものとします。なお、建築物の高さは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号の規定によるものとします。
- ・ 都市計画法第29条各項に掲げる開発行為の許可を受けて行うもの及び土地収用法第3条各号に掲げる事業の行為地は、本景観計画における高さの最高限度の対象外とします。なお、これらの行為地の最高限度については市長と協議の上、別に定めるものとします。

2 壁面後退

鶉沼南町通りの道路境界（拡幅予定ライン）の東側沿いにある建物壁面で高さ10mを超える部分については、道路境界（拡幅予定ライン）より4m以上壁面後退する。

【壁面後退の解説】



【鶉沼南町通りから犬山城への眺め】



地区中央に位置する鶉沼南町通りからは、犬山城を正面に見ることができます。
この眺望景観を保全するため、鶉沼南町通りの東側沿いにある建物で、高さ10mを超える位置にある壁面は4m以上、後退させて下さい。

3 屋根

勾配屋根を原則とする。（2寸～6.5寸）

【勾配屋根と山並みとの調和事例】



北部の山並みのシルエットが陸屋根（平らな屋根）で、水平に区切られてしまうと、人工的な印象を受ける場合があります。
山並みや周囲の緑豊かな自然環境との調和に配慮して、勾配屋根として下さい。

4 色彩

※詳細については、「景観形成基準の運用方針」を参照

外壁の色彩は緑豊かな周辺環境と調和するものとし、基調色は無彩色（明度不問）か落ち着いた色合い（5R～5Y）の中明度から高明度（明度：5～10）で、低彩度色（彩度：4未満）を原則とする。

アクセントカラーとして上記以外を使用する場合は、外壁面積の5%までの範囲とする。

屋根の色彩は眺望景観に配慮するものとし、無彩色（明度不問）か低彩度色（彩度：4未満）を原則とする。

【落ち着いた色合いの建築物（新鶉沼駅）】



当該地区は交通に便利な住宅地である一方、鶉沼城址に代表されるなど、緑豊かな地域でもあります。
緑豊かな周辺環境と調和するよう、外壁及び屋根の色彩は、アースカラー（茶系色、自然素材色）などの落ち着いた色の低彩度色として下さい。

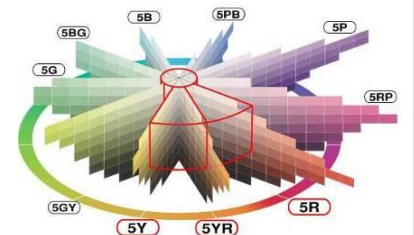
【外壁のベースカラーとして使用可能な色】

- 無彩色（明度不問）
- 有彩度色 色相：5R～5Y
明度：5以上10未満
彩度：4未満

無彩色の範囲



有彩度色の範囲



【色彩基準について】

- ・ 良好な景観の形成に特に配慮しているものやランドマーク的なもの、既存の建築物等と一体的な色彩とすることが望まれるようなものなどは本景観計画の風景形成基準における色彩基準の対象外とすることも可能ですが、この場合、あらかじめ各務原市景観アドバイザー又は各務原市景観審議会の同意を得なければなりません。
- ・ 木材、石などの自然素材、ガラスや金属などの素材色を活かした色彩計画とする場合は、本景観計画の風景形成基準における色彩基準の対象外とします。

5 緑化

敷地内には高木を植栽するよう努めるとともに、適切な樹木の維持管理に努める。

【 緑豊かなまち並みの事例 】



緑豊かな周辺環境をより魅力的にするため、宅地内の緑のボリュームを増やすように努めて下さい。

6 垣・柵

垣や柵を設ける場合は生垣とするよう努める。生垣以外とする場合は、落ち着いた色合いの低彩度色の柵、化粧ブロックなどを使用するよう努める。

【 生垣を設けた事例 】



緑の多いまち並みとするため、生垣とするよう努めて下さい。

7 附属設備

大規模な附属設備は目立たない位置に設けるか、周囲を覆うよう努める。

【 周囲を板材で覆った事例 】



水槽や受電設備等の設備が目立つと景観が損なわれます。見えない位置に設けるか、覆うように努めて下さい。

8 ベランダ

集合住宅等のベランダは建物自体との調和を図り、眺望景観に配慮した構造、意匠となるよう努める。

【 ベランダ施工事例 】



通りからベランダに干している洗濯物等が見えると景観が損なわれます。構造や意匠の工夫に努めて下さい。

9 駐車場

共同駐車場、貸し駐車場については生垣等で囲うよう努める。

【 駐車場の緑化事例 】



まちの発展に伴い、貸し駐車場や大規模駐車場が増加することが想定されます。緑豊かな現況の周辺環境との調和や自然と共生するまち並みとなるよう、駐車場も緑化に努めて下さい。

10 広告物

共通事項

広告物の素材及び色彩は、緑豊かな周辺環境と調和するものとする。

広告物規制区域①： 県道芋島鶴沼線道路境界より両側 30m までの区域

新たに設置する広告物は自家用のみとし、屋上広告板（塔）の設置を禁止する。また、表示面積は一つの事業所で合計 10 m²以下とする。

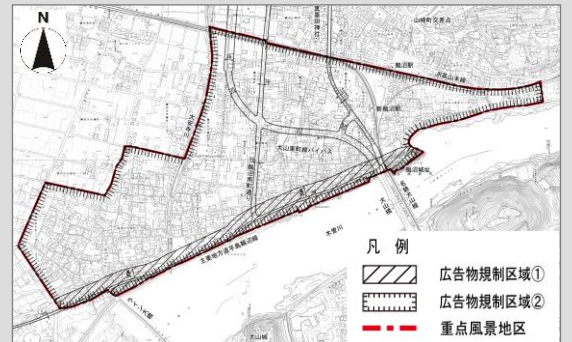
広告物規制区域②： 上記①以外の区域

新たに設置する自家用広告物のうち、屋上広告板（塔）の設置を禁止する。

表示面積は一つの事業所で合計 30 m²以下とする。

新たに設置する自家用以外の広告物は、案内用の野立広告物のみとし、表示面積は一面で 2 m²以下、合計 4 m²以下とする。高さは 5m 以下とする。

広告物は設置状況によっては自然景観やまち並み景観を阻害する要因になります。自然豊かな周辺環境との調和を十分に配慮して下さい。



風景形成基準の適用除外について

- ・ 用途上又は構造上やむを得ないと認めたものについては、特例措置として本景観計画における良好な景観の形成のための行為の制限の対象外とします。この場合、あらかじめ各務原市景観アドバイザー又は各務原市景観審議会の同意を得なければなりません。
- ・ 本景観計画の施行時に既存のものやすでに着手している建築物、工作物、良好な景観の形成に支障をおよぼす恐れのある行為については、本景観計画で定める良好な景観の形成のための行為の制限の対象外とします。

●○ お問い合わせ ○●

各務原市 都市建設部 建築指導課
TEL : 058-383-1111 (代表)
市HP : <http://www.city.kakamigahara.lg.jp/>

〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地
E-mail : keikan@city.kakamigahara.gifu.jp